鎌倉武家社会における元服儀礼の確立と変質

野 慶

Establishment and alteration of Genpuku ritual in Kamakura samurai society Yoshinobu KONNO*

Abstract "Genpuku or Kakan" which changes from a child society to an adult is one of life ceremonies, but in particular it has developed its own development in samurai society. In other words, Kakanyaku who covers Eboshi-cup, a witness of an adult, on a boy at the time of Genpuku ritual is called "Eboshi parent", and has established a certain human relationship with "Eboshiko". This was called the Eboshi parent-child relationship, and it became one of the pseudo-kinship relations. Therefore, in considering the "master-slave system" which is one of the action principles of medieval samurai, it is a very important element. In this paper, we mainly gather data on the Genpuku ritual in the Kamakura period, and examined the form in which the Genpuku ritual was established and the process by which the ritual was changed.

はじめに

「冠者」とは本来元服した者のことである。 中世の武家儀礼は通常、室町幕府において完成されたものとされる。 中世の武家儀礼は通常、室町幕府において完成されたものとされる。 「記者」とは一次であることであるため、「首服」とも言い、成本の性の話である冠(烏帽子)を初めて被るということで、成人(式)を意味し、その儀式内容から「加冠の儀」とも言われた。したがってを意味し、その儀式内容から「加冠の儀」とも言われた。したがってを意味し、その儀式内容から「加冠の儀」とも言われた。したがってを意味し、その儀式内容から「加冠の儀」とも言われた。したがって、「ごさかでも人生儀礼に通常、室町幕府において完成されたものとされる。

るものと考えられ、 及び一字付与の発生段階としての鎌倉期を中心に概観する。それゆえ、 ようになり、 期に至って、室町将軍や戦国大名より一字書出という文書が出される るものであるが、烏帽子親子関係は擬制的親族関係のひとつと捉えら ることが多い。これを一字付与という。 が新たに付される。その際、 烏帽子子となり、それまでの童名(幼名)を廃し、仮名と実名 帽子親を定め、加冠役とする。元服する本人は、烏帽子親の子である について注目されてきた。すなわち、元服に当たっては仮親となる鳥 元服の持つ意味合いが生の形として、 元服の持つ意義については、これまでも烏帽子親子関係や偏諱など 武士の主従関係強化に利用された。 武家儀礼のひとつとして定着する。今回は、武家の元服 その展開を跡付ける意義は大きいものと思う。 烏帽子親の実名の一字 かつその本質が露わになってい 一字付与については、 元服自体は公家社会に由来す (偏諱) が下され 中世後 (諱)

将軍家と北条得宗家の元服

まずは、一般的な儀礼内容を確認しておこう。

せる。同席の理髪役は、櫛で鬢を理する役目である。元服童はここに帽を止め、初めて冠(烏帽子)をかぶる儀式である。冠は加冠役が被元服は、通常十五歳前後で行われる男子の成人式で、それまでの無

おいて幼名(童名)から仮名と実名(諱)が付される。

皇太子の加冠には傅があたる。なお、摂関家の子弟は殿上で元服し、ちなみに天皇の場合は、加冠は太政大臣、理髪は左大臣があたった。

天皇が加冠役を務めた。

料批判に耐えられるもの六十一点を集成してみたものである。服や一字付与に関する史料のうち、年代が明記されたり、ある程度史ルなどを参考に、別掲の「【表】中世前期の武士に関する個別の元れなどを参考に、別掲の「【表】中世前期の武家元服関係史料データー、「古事類苑」礼式部九は、元服に関わる関連記事を集めている。こ

儀礼を見ていこう。 では、鎌倉将軍家と実質的に鎌倉幕政を領導した北条得宗家の元服

①源氏将軍家

時代史料として確認されているわけではない。義家の幼名は源太とも苑』は神社での元服の例として紹介している。もっとも、これらは同新羅三郎義光の三兄弟それぞれの元服は世に喧伝されており、『古事類系氏の元服と言えば、その通称の由来である八幡太郎義家の石清水

不動丸とも伝え、七歳のこととも言うが、その正確な時期及び年齢は不助丸とも伝え、七歳のこととも言うが、その正確な時期及び年齢は不動丸とも伝え、七歳のこととも言うが、その正確な時期及び年齢は不動丸とも伝え、七歳のこととも言うが、その正確な時期及び年齢は不動丸とも伝え、七歳のこととも言うが、その正確な時期及び年齢はため、将軍足利義満の不信を招くに及んだと描かれている。ため、将軍足利義満の不信を招くに及んだと描かれている。ため、将軍足利義満の不信を招くに及んだと描かれている。

さて、源氏将軍家では三代実朝の元服のみ知られる。

●『吾妻鏡』建仁三年(一二〇三)十月八日条【表21】

役送。 今日。 波多野次郎経朝。 加冠前武蔵守義信。 江間四郎主。左近大夫将監親広持参雑具。 和田左衛門尉義盛。 前大膳大夫広元朝臣。 千葉平次兵衛尉常秀以下役之 存之輩召之云云。)次奉鎧・御剣・ 結城七郎朝光。 将軍家 (年十二。) 御元服也。戌刻。 桜井次郎光高等也。(各近習小官中。 中条右衛門尉家長已下御家人等百余輩着侍座 次渡御休所後進御前物。 和田兵衛尉常盛。 小山左衛門尉朝政。安達九郎左衛門尉景盛 御馬。 同三郎重茂。東太郎重胤 佐佐木左衛門尉広綱 時剋出御。 於遠州名越亭有其儀 江間・親広為陪膳 理髪遠州 被撰父母見

朝という実名は朝廷において決められたという。したがって、実朝の兄の頼家は幽閉中で、実朝は既に前月の九月七日より将軍だった。実十二歳で元服し、実朝となった。このとき、父頼朝は亡く、前将軍で頼朝と北条政子の次男千幡は、建仁三年(一二〇三)十月八日、

馬始、弓始など一連の儀礼行事が行われた。

馬始、弓始など一連の儀礼行事が行われた。

一、元服式は外祖父北条時政の名越の私邸である浜御所で行われた。

これはとりもなおさず北条時政の権勢振りを示すものであろう。同時に時政は理髪役も務めている。加冠役は義光流源氏の平賀義信。幕府に時政は理髪役も務めている。加冠役は義光流源氏の平賀義信。幕府として加冠役を任されたのであろう。神家人は百余人列席している。しか元服は幕府の公式行事となろう。御家人は百余人列席している。しか元服は幕府の公式行事となろう。御家人は百余人列席している。しか元服は幕府の公式行事となろう。御家人は百余人列席している。しか

えられるから、おそらく鶴岡八幡宮での元服ではなかったか。が欠巻であり史料がない。実名の「家」は、八幡太郎義家の一字と考家(万寿)は建久七年(一一九六)以降の元服と思われるが、『吾妻鏡』その他の源氏将軍家の元服の模様は残念ながら史料がない。二代頼

②摂家将軍家

寅の元服日時に関する勘文も京都から送られている。関家風のやり方が入ってくる。嘉禄元年(一二二五)十二月八日、三り、公家や女房・陰陽師たちも同時に下向しているから、公家風や摂た。九条三寅である。京都から鎌倉にやって来たときは若干二歳であた。氏将軍は三代で終わり、その後、摂関家から四代将軍が迎えられ

】『吾妻鏡』同日条

云廿九日四不出日也。雖有先例。聊劣於廿日歟云云。仍儀定畢。如先度御定。来廿日有移徙如何之由。被尋于関東陰陽師等。各申在継撰申之。然件日。云御移徙。云御首服。重畳頗可為卒爾之間。若君御元服日時勘文。自京都今朝到来。来廿九日乙卯午時云云。

則御移徙勘文被召之云云

吾妻鏡 同年十二月二十九日条【表28

御名字 後病痾之間。 守候陪膳。周防前司親実。右馬助仲能等為役送。 藤左衛門尉基綱。今日為奉行也。 若君御方 武州。 (頼経。) (御年八。) 陸奥守義氏已下。 今日不出仕給云云 前春宮権大進俊道朝臣撰申之。 御首服。 被著侍座。 申刻。 時刻出御。 於二棟御所南面有其儀。 次元服雑具被置之。 二条侍従教定奉扶持 理髪・ 相州去廿三日以 加冠武 駿河(北条重時) 州崇 後

命されている。 東宮権大進俊道朝臣が選んだものであった。頼経は翌二年に将軍に任 理髪共に執権の北条泰時四十四歳が務めている。 頼経である。行事の差配は御所奉行と思われる後藤基綱が務め、 同月二十九日、 八歳で三寅は二棟御所南面において元服した。 名字の「頼経 、加冠・ は前 藤原

として先例とされている 嗣である。 二十年後、 奉行は前回と同じく後藤基綱で、前回の儀式が「嘉禄の例 頼経の若君御前六歳の元服が行われた。 五代将軍藤原頼

「吾妻鏡」 寛元二年 (一二四四) 四月三日条

識講之由被仰遣。 若君御前御元服事。 令在知之。 波羅相州別進云云。 以後日同為被令行。 布施物被物十重。 此吉事。 有其沙汰。 被点来廿一日。 今日被仰六波羅云云 先為御祈。 裹物十。 於春日社壇 供米十石者。 又依可被行吉書始 可被始行唯 可為六

吾妻鏡 同年四月二十一日条【表37】

· 以下 吾妻鏡 は読解のため、 適宜改行している。

> 今日。 次進御前物(土高坏。両御方。 扶持。) 召武州。 京権大夫資親朝臣等同候此所。 任嘉禄例。 薄色生指貫。着帷下袴。) 参給。二条中将教定朝臣。(布衣。 不令結御髮給。 懷中勘文。若君着御装束。(有文御直衣。二倍織物。 置御座前。 守親実朝臣於西侍 御元服也。 織部正晴賢朝臣 将軍家若君 (板敷。) 可奉扶持云云。 親実朝臣候之。定員為御前装束。)武州(白襖狩衣 武州参進。 依被用嘉禄之例。 (六歳。 将軍家覧之被返。 (端座。) (衣冠。) 御名字頼嗣。 然而女房被催之。無指所役歟。)前右 取之。経廊根妻戸。入寝殿西面妻戸 被勤仕理髮・加冠。(引入御烏帽子。) 御装束訖。 持参日時勘文。(入覧筥。) 前佐渡守基綱奉行之。 入筥。 御母中納言親能卿娘大宮 渡御寝殿西面。(女房奉 親実給之。 御指貫。 持来侍所。 前美濃 申剋有 上括。 白単。

両御方被相兼之。)

能登右近大夫仲時·毛利兵衛大夫広光

左近大夫将監時頼。(已下所役。

陪膳

両人共為陪膳之位次上臈也。 自叶嘉禄例哉

下袴。) 之給。 次献御引出物 次冠者殿令帰入給。次人人着庭上座。 次冠者殿改換装束 経西侍簀子并廊入妻戸。 御剣 前丹後守泰氏 (無文御直衣。 置御座傍。(左方。) (白襖狩衣。 薄色生奴袴。 次上御簾。 指貫。) 参給。 大夫将監時頼役 着

御馬 (置鞍) 備前守時長 半靴

前壱岐守泰綱 (野剣毛沓

三御馬 一御馬 同 同 駿河式部大夫家村 遠江次郎左衛門尉光盛 同 同 五郎左衛門尉盛時 五郎左衛門尉資村

— 40 —

次入御 頼也。(自京都。 五六両月。当御慎之間。 又可令蒙将軍 成人。貴賤皆所奉感嘆也。 次入御。今日少人数度出御。 前隼人正光重伝大夫将監時頼。 城介義景。已上両種置長押上。 長押下。(以胄前。 錦御直垂。 相模右近大夫将監時定。 入第三間置之。 左手持矢。 御剣前右馬権頭政村(薄青白裏狩衣。 次冠者殿 居甲櫃蓋。)越後守光時・遠江式部大夫時章。 被選進。 御弓征箭 右取弓。 宣旨給云云。 向御前。)。 (将軍被奉扶持。) 今月被遂此儀也。 両三之其一。) 而今所被用将軍家御計也 (以刃為内捧之。) 倚立御座傍柱。 (羽切生) 抑御任官事。 羽 是依天変。御讓与事。俄思食立之上。 其儀各移剋之処。敢無御窮屈 次武州依召参進廊。賜御剣。(入袋 親衛於廊被奉之。)下立庭上 (納箱) 遠江守朝直 出御 任嘉禄之例。 前若狭守泰村。砂金秋田 御刀 御鎧 御名字。兼日風聞。 棟 薄色指貫。) 経簀子。 (鞘巻。 (嘉禄例如此。 (紫糸威。 (白襖狩衣薄色指 可為後日。 在下緒。) 置御前 副赤地 一拝給。 偏如 兼

已雖及黄昏。吉日之上。依為御急事進発。行程被定六ケ日云云。被奉譲征夷大将軍於冠者殿之由云云。平新左衛門尉盛時応其準脚。為事。云新冠任官叙位事。可被申京都之由有議定。被整御消息等。次武州相率評定衆。被参政所。有吉書始儀。(中略)次云御元服無

云云。

執権、奉行が後藤基綱であること、などが同じで、相違点は将軍臨席二十一歳であった。「嘉禄の例」と比べると、場所や加冠及び理髪役が父の将軍頼経二十七歳の御前で行われた。加冠役は執権の北条経時頼嗣の元服は、寛元二年(一二四四)四月二十一日、六歳で行われ、

の執権が将軍家の加冠役を務めている。二十八日、将軍職が頼嗣に譲られた。このように、二代に渡り、現役の有無である。頼嗣の名前は京都からの選申であった。こうして同月

③親王将軍家

で、ここでは検討の対象とはならない。正月、十一歳で元服しているが、これは関東下向以前のことであるの正月、十一歳で元服しているが、これは関東下向以前のことであるの将軍が迎えられた。後嵯峨院の第一皇子宗尊親王である。宗尊は同年摂家将軍が二代で終わると、建長四年(一二五二)天皇家より六代

ことである。 十四歳で元服し、九日八代将軍に任じられた。これも関東下向以前 十年(一二八七)まで源氏将軍が復活していた。在位二十年に及ぶ。 のであろうか。なお、惟康はこの年十二月には源姓を与えられ、 条氏家督の時宗は、この時十九歳だったので、 惟康親王である。 四年後の文永七年(一二七〇)二月二十三日、元服を遂げた(表45)。 鎌倉を離れた。二十四日には宗尊の第一皇子が三歳で七代将軍となり 正応二年(一二八九)十月六日、 宗尊は文永三年(一二六六)七月四日、 将軍在位は十九年となる 加冠役は連署の北条政村六十六歳である。 後深草天皇の第六皇子久明親王が 将軍職を辞任し、 加冠役を務めなかった 執権で北 八日には

以上、九人の将軍のうち、実は見過ごされがちな事実が、三代実朝あるが、得宗北条貞時は出家して法体だったため、貞時ではなかろう。元服を遂げ(表轻)、即日最後の九代将軍となった。加冠役は不明で延慶元年(一三〇八)八月二十六日、久明親王の子守邦親王八歳が

と七代惟康親王の元服が将軍任官の後であった点である。すなわち、と七代惟康親王の元服が将軍任官の後であった点である。二人の共通点とこのに対し、臨時の応急的なものであり、「将軍元服」というものではるのに対し、臨時の応急的なものであり、「将軍元服」というものなかろう。いずれにしても両者共、幕閣首脳の強い意図があるからであかろう。

④北条得宗家

名や元服に関する研究ではない。として仮名「太郎」が使用されることを明らかにされた。しかし、実の仮名については森幸夫氏の考察がある。氏は得宗家の後継者は原則次に一方の北条氏の家督・得宗家の元服の様相を見ていこう。歴代

三郎宗時であったが、これまた史料はない。初代四郎時政の元服に関する史料はない。嫡男は戦死してしまった

たる御家人三十四人が十一人づつ三列に列座している。 元服は承安三年(一一七三) 史料上明らかになるのが、 時政の跡を継いだ四郎義時は長寛元年(一一六三) 建久五年 第三列に祖父の時政が見えるものの、 太郎頼時と名乗った。 (一一九四) 二月二日、 義時長男の三代泰時(金剛丸)からであ 頃と思われるが、これも史料はない。 加冠役は将軍頼朝。 金剛丸は幕府西侍において元服 半ば公式行事と位置付け 幕府西侍には錚々 生まれなので、 第一列に父の

られよう。

『吾妻鏡』同日条【表20】

撰好婦。 頼時。 出御。 次召三浦介義澄於座右。 伝之云云。次三献。 西侍構鋪設於三行。 次被献御鎧以下。新冠又賜御引出物。 有御加冠之儀。 江間殿嫡男 可随仰之由申之云云。 (中略) 椀飯。 (童名金剛。 武州・千葉介等取脂燭候左右。 以此冠者。 時剋。 其後盃酒数巡。 年十三。) 北条殿相具童形参給。 可為婿之旨被仰含。孫女之中 元服。 殆及歌舞云云。 御剣者里見冠者義 於幕府 名字号太郎 則将軍家

親の頼朝の死去に伴うものであろう。が、その理由や時期については明確でないものの、おそらくは烏帽子が、その理由や時期については明確でないものの、おそらくは烏帽子も注目されてよい。なお、この後、頼時は秦時と実名を改めるわけだこのとき頼朝の命により、頼時と三浦義澄の孫女を許嫁としたこと

執権になる前に、二十八歳で死去している。であろう。その実名からは足利義氏を加冠役とした可能性もあるのでであろう。その実名からは足利義氏を加冠役とした可能性もあるのでにはないだろうか。加冠役が将軍実朝ではない点に注目できる。時氏は三年(一二○三)頃の元服三年(一二○三)頃の元服

郎経時である。四代将軍頼経十七歳を加冠役として御所において元服した。五代弥四四代将軍頼経十七歳を加冠役として御所において元服した。五代弥四時氏の長男薬上は、天福二年(一二三四)三月五日、十一歳のとき、

●『吾妻鏡』同日条【表33】

以州孫子。(匠作嫡男。歳十一。)於御所。被加首服。相州。(布衣。)

少輔。 次両国司已下人人着座庭上。将軍家出御南面。 弥四郎経時。次八条少将取御剣。 夫泰秀。右馬権助仲能等勤所役。 州参給。式部大夫。前民部権少輔。 左衛門尉定員。被召之。若公被参于寝殿西向簾中。其後応召。 上野介朝光等着西侍。 相州。(布衣。) 摂津守師員。 武州。(同。) 駿河前司義村。 若公(水干。)同侍南座。有小時。 越後守。 授新冠賜之。 次理髪相州。 左近大夫将監佐房。左衛門大 出羽前司家長。大夫判官基綱 式部大夫。(政1。) 退出于休所 次御加冠。号北条 前民部 以藤内 武

退出之後。被引進竜蹄於相州。 左近将監入道。諏方兵衛尉等。 其後被垂御簾。 新冠已下人人。又堂上有椀飯儀。一如元三。武州 今日役人面面。 平左衛門尉盛綱為御使。又以尾藤 被賀仰云云。

候御簾。

次被進御引出物。

御剣。

御鎧。

御馬等云云。

八条少将実清朝臣

月二十二日、頼経の御前で十一歳で元服した。六代五郎時頼である。 次いで、時氏の次男で、経時の弟戒寿も、 嘉禎三年 (一二三七)四

「吾妻鏡」 同日条【表35

前司義村候理髪。 元服之儀。先城太郎義景。 入夜。左京兆孫子小童。(字戎寿。 次御加冠。 大曾禰兵衛尉長泰等持参雑具。 次被進御引出物 故修理亮時氏二男。)於御前有 次駿河

御剣 右馬権頭 (政村) 御調度 北条大夫将監

御行騰 小山五郎左衛門尉 (長村

御甲 駿河次郎 (泰村) 同四郎左衛門尉 (家村

南廷 長井左衛門大夫

御馬 (黒鹿毛置鞍 駿河五郎左衛門尉

同八郎 胤村

二御馬 (瓦毛) 相模六郎 (時定) 平左衛門三郎

次駿河前司賜御引出物

御剣 後藤佐渡前司 (基綱

御馬 (栗毛糟毛置鞍) 南条七郎左衛門尉 (時貞

.兵衛次郎 (経忠

次自将軍新冠 (号五郎時頼。)被賜御引出物

御剣 宮内少輔 (泰氏) 御調度 遠江式部大夫

御甲 上野七郎左衛門尉 (朝広) 同三郎

御馬 (黒置鞍) 近江四郎左衛門尉 (氏信

同左衛門太郎

月二十六日、御所において宗尊親王を加冠役として七歳で元服し、 幼

次いで、七代目は時頼の次男時宗である。正嘉元年(一二五七)二

『吾妻鏡』同日条【表42】

名正寿から太郎時宗となった。

二棟南面妻戸。 武州被奉扶持之。次賜御装東·御烏帽子。 州座下。 障子設御座。(大文高麗縁。) 若公著童装束。(狩衣。袴繍。) 被着武 奥州并御家人(各布衣下括。) 今日午二点。相州禅室若公(北条時順) 立屏風。 時剋。将軍家出御。 紅単衣。) 被着所賜之御衣。 蹲居廊根妻戸間。 則又被参簾中。武州扶持如先。 (御名正寿。 土御門中納言 (浮線綾狩御衣。 著西侍。 向若公告召之由。若公被参御前 於二棟御所有其儀。 七歳。)於御所被加首服 退下。於中御所西対渡 (顕方卿。 紫浮織物御奴袴。 其後置雑具 直衣。) 副東 出

匰 役人等参進撤雜具。 理髪役被候簾中。 先秋田 前 張前司時章。 次武州参進理髪。 上作法如先。 次壱岐前司 司泰綱。 上同西面御簾三ケ間。 「城介泰盛持参烏帽子。 御行騰和泉前司行方。 泰綱取打乱筥。 御鎧刑部少輔教時。 次奥州起侍座。 次新冠候御座前給。 其外人人廊西南座列。(北上。 武州出於簾中。 次進物。 大宰権少弐景頼役泔坏 (置柳筥。)進御前簀子。 経廊西縁。 左近大夫将監公時。 御剣武蔵前司朝直。 加于庭上。 御加冠。 被候切妻戸庇。武州者為(北条長時) 次黄門出自 東切折束。 次新冠三拝。 擡御簾進入之。 (置柳筥。) 已 御野矢下野 御調度尾 二棟南 次本

一御馬 御馬 (白伏輪鞍 (置鞍銀 陸奥三郎時村 陸奥六郎義政 原田藤内左衛門尉宗経 工藤左衛門尉高光

三御馬

(同

相模三郎時利

南条新左衛門尉頼員

次預書下御名字。(時宗。)黄門給之。被授武州 次人人帰着同座。 次新冠給御剣。 (自取之給。 有三献儀。)退出。 次新冠御前杓。(其座武州已下如初。) 武州更堂上扶持之。便被着侍座

るが、これはのちの時代の「一字書出」につながっていくものであろ なお、「御名字」の「時宗」と書かれた「書下」の存在が確かめられ

う。

将軍惟康親王だとすれば、 のとき元服し、幼名幸寿を太郎貞時と改めた (表48)。 八代目は時宗の長男貞時。 なお、 このときの模様が 引用しない 親王はこのとき十四歳であるが確定できな 建治三年(一二七七)十二月二日、 『建治三年記』 同日条に詳しいが紙幅の 加冠役は不明。 七歳

都合もあり、

将軍守邦親王だとすれば、このとき九歳であるが確定できない。 歳のとき元服し、幼名成寿を太郎高時と改めた (表55)。 九代目は貞時の長男高時。 延慶二年 (一三〇九) 正月二十一日、 加冠役は不明 七

名から将軍守邦親王であろう。 を果たし、幼名万寿から太郎邦時と改めた (表61)。 得宗であった。 なお、 高時の長男は邦時である。鎌倉幕府が滅亡しなければ、 元弘元年 (一三三一) 十二月十五日、 加冠役はその実 七歳のとき元服 次の

八幡太郎義家と惟康親王がそうであった。 り儀礼化していたこと、などが指摘できる。 であること。時宗以降の四代はいずれも七歳で元服しており、文字通 たしていること。前期の泰時・ 以上、北条得宗家の元服は、 いずれも家督を継承する前に元服を果 経時・時頼の三代は祖父健在時の元服 ちなみに七歳での元服は

だった北条邦時はそのような可能性があったことなどが指摘できる。 はないこと、しかしながら最後の将軍守邦親王と次期得宗となるはず 宗の時期に限られ、七八九代の将軍と貞時・高時に関してはその痕跡 軍頼経・五代頼嗣と執権経時・ 軍と得宗の元服は、 そして、 鎌倉幕府の主従制的支配権・統治権的支配権を分掌した将 相互に補い合ったとも評されるが、それは四代将 時頼のときと、六代将軍宗尊親王と時

= 鎌倉御家人の元服

史料に残ることは稀である。そうしたなか、『吾妻鏡』には十九例の元 いて大事な節目であり、 次に御家人一般の元服の模様を眺めてみよう。 全員が漏れなく通過する通過儀礼でもあるが 元服は人の一生にお

こらよう。 信憑性もいささか低くなってしまうが、現在収集しえた事例から分析れている。『吾妻鏡』以外では、やはり系図類となってしまい、史料的鎌倉後期における『吾妻鏡』編纂メンバーの祖であるとの指摘がなさ服記事が所見され(将軍及び得宗を除くと十二例)、それらは全て、

まずは源頼朝の時代を眺めてみる。

●『吾妻鏡』治承四年(一一八○)十月二日条【表8】

軍中であった。 の関係は深いということになる。場所は、 結城朝光の場合、 子息。 尼。) 武衛御乳母故八田武者宗綱息女。(小山下野大掾政光妻。 帽子授之給。号小山七郎宗朝。(後改朝光。)今年十四歳也云云。 相具鐘愛末子。 可令致昵近奉公之由望申。 頼朝の乳母子でもあったから、二重の関係で二人 参向隅田宿。 仍召出之。自加首服給。 則召御前。 頼朝が鎌倉に入る直前の行 令談往事給。 。号寒河 取御烏 以彼

続いて、平時ではないということでは、戦場での例もある。

▶『吾妻鏡』文治五年(一一八五)八月十二日条【表15】

之処。 追駅。 御前俄加首服。 而今度御進発之日。称譜第之勇士。 昨日合戦之時。千鶴丸若少之齡而入敵陣。発矢及度度。 去治承四年。 河村千鶴丸云云。二品始令聞其号給。 母 被尋仰其父。小童為山城権守秀高四男之由申之。依之。 (二品官女。 号河村四郎秀清。 石橋合戦之時。 号京極局。 兄義秀令与景親謀叛之後。 加冠加加美次郎長清也。 相計而暫隠其号。 企慇懃吹挙之間候御共。 仍御感之余。今日於船 置休所之傍。 此秀清 又名謁 忽顕 牢籠 於

兵略。即開佳運者也。

文治五年(一一八九)の奥州合戦における河村秀清の例で、頼朝が文治五年(一一八九)の奥州合戦における河村秀清の例である。ゆえに頼朝との個人的つながりがその背景にあった。以上の二例は、女性を介した頼朝を囲む親族的関係のなかでのった。以上の二例は、女性を介した頼朝を囲む親族的関係のなかでのった。以上の二例は、女性を介した頼朝を囲む親族的関係のなかでのった。以上の一人九)の奥州合戦における河村秀清の例で、頼朝が文治五年(一一八九)の奥州合戦における河村秀清の例で、頼朝が

いるのが、次の例である。やはり、頼朝の意志が入りながら、自分の側近に加冠役をやらせて

●『吾妻鏡』文治五年(一一八五)四月十三日条【表14

此小童。 仰也。 武州。 時。 重仰曰。 次三浦十郎義連被仰可為加冠之由。 御杓給。千葉小太郎成胤相代役之。 字佐美三郎祐茂等着座。(東上。)二品出御。 山田三郎重成。八田右衛門尉知家。 義兼。千葉介常胤。三浦介義澄。同十郎義連。 北条殿三男(十五歳。)於御所被加首服。秉燭之程。於西侍有此(畴故) 梶原平三景時。 故広常与義実諍論。 此上不及子細。 駿河守広綱。遠江守義定。 只今上首多祗候之間。 御台所殊憐愍給之間 和田太郎義盛。 小山七郎朝光。 義連依宥之無為。 辞退一旦可然。 至将来。 参河守範頼。 足立右馬允遠元。 義連頻敬屈。 次童形依召被参進。 土肥次郎実平。 八田太郎朝重取脂燭進寄 欲令為方人之故 其心操尤被感思食キ。 先三献。 畠山次郎重忠。小 江間殿。 但先年御出三浦之 頗有辞退之気。 岡崎四郎義実。 江間殿令取 工藤庄司景 御前蹲居 新田蔵

冠。名字(時連五郎。)云云。今夜加冠役事。兼日不被定之間。梶原源太左衛門尉景季。同平次兵衛尉景高。持参雑具。義連候加

思儲之輩多雖候。

当座御計。

不能左右事歟

関係という範疇を出ていなかったものかもしれない。 の元服 (表20) も、『吾妻鏡』 でのこととなる。そういう意味では、 うである。 はあらかじめ決めておらず、我こそは、と思っていた者も多かったよ 佐原義連が加冠役となっている。 舅の北条時政の三男の元服の模様である。このときは、 いずれにしろ、頼朝の義弟という関係であるから親族関係のなか 御家人にとって加冠役が名誉と考えられていたことがわか 編纂者の意図とは別に、 文末にあるように、 先に引用した北条泰時 本来頼朝の家族 加冠役について 頼朝側近の (頼時)

▶『吾妻鏡』建久四年(一一九三)十月十日条【表19】

自将軍家。又賜重宝等云云。野本斎藤左衛門大夫基員子息小童。於幕府遂首服。進御鎧以下。

辺氏であるためかもしれない。 であり、兄弟の行平は頼朝に重用され、幕府女房も輩出している下河であり、兄弟の行平は頼朝に重用され、幕府女房も輩出している下河の政義はいささかはっきりしないが、元服童の野本時員の実父は下河辺政義

なお、次のような特殊な事例もある。

●『吾妻鏡』建久元年(一一九〇)九月七日条【表16】

是祖父祐親法師者。雖奉射二品。其子孫事。於今者不及沙汰。祐参北条殿。於御前令遂元服。号曾我五郎時致。賜竜蹄一疋。(鹿毛。)入夜故稱親法師孫子祐成(号曾我十郎。)相具弟童形。(号筥王。)

成又相従継父祐信。在曾我庄。依不肖雖未致官仕。常所参北条殿

也。然間今夜儀強不及御斟酌云云。

と逆転した理由である。のたから、五郎はそれに次ぐ意味を持つ。兄が十郎なのに、弟が五郎政が特別に元服を遂げさせたということである。時政は仮名四郎であるの場合の「御前」は、時政御前という意味であろうから、北条時

次に三代実朝の時期となる。まずは北条一門である。

『吾妻鏡』建永元年(一二〇六)十月二十四日条【表2】

相 州二男(年十三。)於御所元服。号次郎朝時。

●『吾妻鏡』建保元年(一二一三)十二月二十八日条【表23

左衛門尉義村為加冠也。号四郎政村云云。今日入夜。相州鍾愛若公(九才。当腹。)於御所元服之儀。三浦

●『吾妻鏡』建保二年(一二一四)十月三日条【表26】

卯剋。相州参着給。戌剋。相州子息於御前元服給。理髪前駿河守

門の重鎮・大内惟義だった。とあり、「実義」の名前から将軍源実朝と考えられる。理髪役は源氏一とあり、「実義」の名前から将軍源実朝と考えられる。理髪役は源氏一三つ目の史料の場合、加冠役は記されていないものの、「(実朝)御前惟義朝臣也。号相模五郎実義。

冠役は、北条時房元服時の佐原義連に続いて二例目である。力御家人の三浦義村が加冠役を務めている。三浦氏による北条氏の加朝時・実義の場合は実朝自ら加冠役を務めている。政村の場合は、有義(のち実泰)は、将軍御所もしくは実朝御前で元服を果たしており、以上のように、北条義時の子息たちの名越朝時・北条政村・金沢実

が掲載されている。実時の元服の模様を見てみよう。 前に見た実泰(実義)、そして実時・顕時の三代の元服記事 金沢北条氏は、『吾妻鏡』 の編纂に深い関係が推測される一族

『吾妻鏡』天福元年(一二三三)十二月二十九日条【表32)

陸奥五郎子息小童。(歳十。) 於武州御亭元服。 河前司在座。一事以上。亭主御経営也。 有所存俄及此儀之由。 被仰云云。 即又為加冠。 号太郎実時。 是非兼日之 如駿

の私邸において、泰時の差配で行われている。 実泰の元服の二十年後に行われた実時の元服は、 三代執権北条泰時

泰時が関わった元服はこの他、三浦泰村(表27)、 (表30) がある。 松葉惟泰 (表 29)、

得宗家に準じる庶兄の例を見てみよう。

武田信時

「吾妻鏡」 建長八年 (一二五六)十二月二十九日条【表4)

相影 利氏。(後改頼氏。 州御息被加首服。 号相模三郎時利。(後改時輔。) 加冠足利三郎

ることになるから(表化)、その差は明らかである。 時輔は源氏一門の足利頼氏を烏帽子親に元服している。先述のよう 弟で嫡男の時宗はこの翌年、 将軍宗尊親王を加冠役として元服す

次に一般御家人の例を見てみよう

「吾妻鏡」 建長二年(一二五〇)十二月三日条 【表 38

役云云。 号三郎頼綱 今日。佐佐木壱岐前司泰綱子息小童。(九歳。) 奥州。 御引出物以下経営。 秋田城介等所被参会也 尽善極美。 於相 州御亭遂元服 門衆群参。 各随所

> した京極流ではなく、近江守護を務めた六角流である。 元服している。 佐々木氏は、 幕府創業を支えた一族であるが、 頼綱は得宗家に近侍 北条時頼亭で

役として元服したことを伝えている 次氏の時親・貞直・高貞の三代が、 泰が北条時頼を(表36)、一族で鎮西評定衆を務める豊後国御家人戸 らざるをえない。比較的、 『吾妻鏡』以外では、史料が少なくなってしまい、 信憑性が高いと思われるものでは、 それぞれ時宗・貞時・高時を加冠 (表47·50·56 諸家の系図に頼 大友頼

実朝を加冠役とした後、北条泰時及び時頼亭で元服したことを伝えて 安芸国御家人の松葉氏は、朝宗 (実宗) とその子惟泰・ 惟時兄弟が

いる (表25・29・41)。

て、 御家人制との関連において、その性格が変化したためであろう。そし と考えられる。それが儀礼化を遂げ、 ていることが多く、本来親族関係のなかで行われる私的な行事だった 以上のように、初期における元服は、一族内部での儀礼にとどまっ 頼経以降、 将軍が加冠役を務める事例は見られなくなっている。 公的なものになるのは鎌倉幕府

Ξ 一字付与の発生と展開

あるいは後に別の実名に改める場合もある。 ことになる。 頂くものである。このことによって両者は親子の関係にも擬せられる 次に偏諱(一字付与)を考えてみたい。 なお、烏帽子子は一字を上の字もしくは下の字に使用し、 烏帽子親から実名の一字を

ところで、こうした慣行はいつからなのであろうか。『古事類苑』 は

与も親族内から始まったことを示唆している。 親と伝えており の烏帽子親で、同じく加賀美遠光は石和五郎信光 している。 していないので、その頃はまだ行われていなかったと考えられるが、 馬系図』が伝える、 あろう。 日 治承の頃としている。 (表1)。遠藤盛遠の事例は、一字付与が一族内の行為だったことを示 『源平盛衰記』には、摂津国渡辺の住人で上西門院侍となる遠藤盛遠が、 門の烏帽子親・遠藤遠光から「遠」の字を与えられたことが見える)頼朝による結城朝光への偏諱 しかし、それより遡ることは確実であろう。『千葉系図』と『相 例えば、 (『甲斐信濃源氏綱要』)、元服儀礼と同じく、一字付 源義家の烏帽子子という「平常永」は偏諱が共通 源為義は、 これは明らかに、 義光流源氏の武田太郎信義 (表8)を初例と見なしているので 治承四年 (光寿丸) の烏帽子 (一一八〇) 十月二 (龍光丸)

店からも鎌倉幕府御家人制を先取りしていた可能性があろう。 と考えられる。平軍衡の家臣平重国(表5)、平重盛の家臣与三重景(表しているので(表6)、平重衡の偏諱なのであろう。すなわち、主従しているので(表6)、平重衡の偏諱なのであろう。すなわち、主従しているので(表6)、平重衡の偏諱なのであろう。すなわち、主従しているので(表6)、平重衡の偏諱なのであろう。すなわち、主従しているので(表6)、平重衡の偏諱なのであろう。

義経の活躍期間は当然のことながら短かかったわけであるが、複数例や伊勢義盛(表11)・河野通経(表12)らは義経の偏諱と伝えている。の例があるが(『尊卑分脈』)、源義経の家臣である鷲尾経春(表10)一方、源氏では多田源氏の源頼政の家人で摂津国池田郡司の紀望政

測できる。

義の は院近臣の藤原信頼の 9)。そもそも頼朝自身の元服を伝える史料はないが、「頼」に関して 下知、以弟御房子為嫡子、(中略)従頼朝公賜諱字号頼資」と見える(表 がわかる。『伊王野系図』にも、「与一(那須資隆) 例 ところで、 (表8・18) しかないものの、「朝」もしくは「頼」を使用したこと 「頼」であろう。 頼朝が行なった偏諱であるが、 「頼」と考える向きもあるが、 **『吾妻鏡』** 無嗣、 祖の源頼信 故依頼朝公之 · 頼

一字付与を積極的に行ったようには思えない。 の場合、本人の臨席があっても、別の者に加冠役を任せることもあり、22・26)、「朝」もしくは「実」を使用したことがわかる。頼朝と実朝次いで、実朝の場合も『吾妻鏡』では先に見た二例しかないが(表

体が必ずしも御家人の家職の安堵を意味したとは言えまい。 事の二階堂氏以下、 作業を行ったわけである。氏はそれぞれの家職を推測しつつ、 当該時期の得宗と実名の一字が共通している御家人を洗い出すという あるから、 証した。先述したように、 おり、したがって各家の家督と家職が同時に安堵されているものと考 跡のある御家人は、各家の家督であり、 参照されるところである。紺戸氏は得宗家からの一字付与を受けた形 さて、 得宗家の御家人に対する偏諱については、 生年の確定した御家人の十歳から十五歳位までの年代が、 十の御家人家を抽出された。 御家人の元服する史料はほとんどないので それは直系父子間で連続して しかし、 紺戸淳氏の研究が

なところから整理してみよう。 ここで改めて、今までも見てきた元服に関する史料も含めて、確実

泰時は北条氏の通字 この他、武田信時の加冠役を務めている (表30)。 これが事実とすれば、 泰時加冠、 冠役であった(表32)。 更に 四 三代泰時は、 代時氏は執権となる前に早世したため、事例はない。 授諱字」とあり、 先に見たように北条一 「時」、もしくは「泰」を使用したのである。 三浦泰村に一字付与している (表27)。 『佐野本三浦系図』には「元服之時北条 門の金沢実時 (実泰嫡男 0) 加

の一字を更に下賜したものと考えられる。下賜したのであろうが、それを示す明確な史料がない。将軍頼経から下賜したのであろうが、それを示す明確な史料がない。将軍頼経から五代経時は、御家人のなかに「経」を使用するものがおり、「経」を

0) 0) には将軍頼経からの一字を更に下賜したのである。この他、 に「北条時頼賜一字」とあるように 加冠役を務めている 六代時頼は、 七代時宗は、先に見た金沢時方の加冠役となっている もしくは 先に見た佐々木頼綱の加冠役で (表39)。これが事実とすれば、 頼 を使用 したのである。 (表36)、佐々木頼綱と大友頼泰 (表 38)、 (表43)。また、 時頼も北条氏 『大友系図 武田時綱

事実とすれば、時宗は将軍宗尊親王からの一字「宗」と北条氏の通字る(表収)。この他、武田信宗の加冠役を務めており(表46)、これが『戸次系図』の時親の註には「平時宗為元服、依被免諱之時字」とあ

「時」を使用したのである。

熊丸) ことがわかる とあり (表1・58)、 任治部大輔ける、高氏も高時の称号の一字をうけて、高氏とぞ云ける」 子にて、貞氏と号し、其子高氏は、赤橋武蔵守久時が婿と成って、 56)。また、 の長男高貞の註にも「於相模守高時為元服、号太郎高貞」とある 的信憑性もいささか落ちるが、先に引用した『戸次系図』の貞直 **『吾妻鏡』** の註には「平貞時為元服、 『異本伯耆巻』には が終了してしまうと、 八代貞時は「貞」、九代高時は「高」を使用した 「足利讃岐守は、 被免諱之貞字」とあり 史料は少なくなってしまい、 相模守貞時が烏帽子 (表50)、 被 そ

2 ば注目すべき事例となる。 足利貞氏による武田氏信への一字付与 く反映したものであり、 るものである。また、足利利氏の事例 小笠原長清 なお、一般御家人による偏諱については、先に見た佐原義連 の事例も加えられるが、いずれも源頼朝もしくは実朝の指示によ (表15)・三浦義村 上位者の介在を想定せざるをえない。 (表 23) の事例があり、 (表 5)を信ずることが出来れ (表 40) も北条時頼の意向が強 藤九郎盛長 (表14): ただし、

とがある。もちろん、その数は更に増えるだろう。このような現象の得宗の一字を数代にわたって使用している家は十六家ほど検出したこ史料上、明確なものは以上であるが、主要な御家人のうち、歴代の

再検討する必要があろう。

「時」の下賜や北条泰時段階、そして貞時・高時期の事例をおが、いずれにしても、もともと将軍頼経や宗尊親王に由来すしくは時宗であったとしても、もともと将軍頼経や宗尊親王に由来すしくは時宗であったとしても、もともと将軍頼経や宗尊親王に由来する一字だという認識があったかもしれず、その意味では、北条氏の通客である「時」の下賜や北条泰時段階、そして貞時・高時期の事例を書かるが、いずれにしても一字付与という儀礼行為を通じて御家人との婚姻政策の代替案という指

四.おわりに―鎌倉幕府主従制再考に向けて―

点をまとめてみたい。

一族内における私的なものである。これを前提として、その問題半ば公的なものとなった。したがって、武士の主従制を考察する上でと一族内における私的なものであったが、武家の棟梁の出現により、

①場の問題

将軍の側近集団の形成を防ぐに役立ったはずである。 これはとりもなおさず、 は「西明寺殿 松葉惟泰が ころが、得宗家の私邸で元服が行われるようになっている。例えば、 御家人の元服であれば、 鎌倉幕府法において、 「武蔵前司入道殿 (時頼) 亭」において元服したことが見える(表41)。 将軍が烏帽子親になる途を塞ぐものであり、 本来将軍御所で行われるべきであろう。 将軍への八朔の贈答儀礼を執権・連署に (泰時) 亭」において (表29)、弟惟時 似たような事例 ځ

活用され、

儀式の中心的要素となっていくものと考えられる

子親に選ぶことが多くなり、実質的な主人は、将軍ではなく、得宗と限ったということがある。このため一般御家人は、北条得宗家を烏帽

②形骸化

なったのである。

光は、二十歳離れており、まさに親子ほどの年齢の開きがある(表8)。子親が年齢的に上でなければならないだろう。例えば、頼朝と結城朝烏帽子親子関係は、擬制的な親子関係であるから、本来的には烏帽

▶『吾妻鏡』正嘉元年(一二五七)十一月二十三日条【表43】

ところが問題なのは、金沢顕時の元服である

後四郎時方。理髮丹後守頼景。加冠相模太郎。(七歳。)酉剋。越後守実時朝臣息男(十歳。)於相州禅室御亭元服。号越酉

こでこれを補強するために、 早世した兄高義がいたので、高義と高時はあるいはほぼ同年齢と思わ 烏帽子親の北条高時は十七歳で二才しか離れていない。更に高氏には だけで、会場がそうであるように実質的主催者は時頼であろう。 (一二五六) 三十歳で出家していたため、 子親子の年齢は逆転しているだけでなく、 加冠はこの年元服したばかりで七歳の時宗であった。すなわち、 いないのである。これはおそらく、得宗時頼が前年の 他にも、 顕時(時方)は十歳のとき、得宗時頼亭において元服しているが、 偏諱行為そのものはかなり虚礼化が進んでいたことがわかる。そ 例えば足利高氏などは十五歳のとき元服している (表8)。 北条得宗家によって一字付与が積極的に 加冠役を務められなかった 時宗はいまだ家督を継いで 康元元年 烏帽

最後に次の史料にも注目しておきたい。

●『吾妻鏡』元仁元年(一二二四)七月十八日条

只所庶幾者。世之安平也。(後略)
男為御猶子。思其芳恩。貴殿与四郎主。就両所御事。争存好悪哉。要為御懇志。四郎主御元服之時。以義村被用加冠役訖。以愚息泰村駿河前司義村謁申武 州云。故大夫殿御時。義村抽微忠之間。為被駿河前司義村

註

「人生儀礼の作法」(同著『中世武家の作法』吉川弘文館、一九九九年)(1)二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、一九八五年)、同

集 東国信濃の古代中世史』岩田書院、二〇〇八年)(2)中澤克昭「武家の狩猟と矢開の変化」(井原今朝雄・牛山佳幸編『論

社務所、一九八六年。初出一九七五年)など。(3)白井永二「吾妻鏡の民俗資料」(同著『鎌倉風草集』鶴岡八幡宮

論の射程』思文閣出版、二○一二年)など。 期武士社会における烏帽子親子関係」(山本隆志編『日本中世政治文化原論の話」(『段かづら』三・四号、二○○四年)、山野龍太郎「鎌倉鎌倉幕府御家人の場合―」(『中央史学』二号、一九七九年)、角田朋彦(4)紺戸淳「武家社会における加冠と一字付与の政治性について―

頼信 にとどめておく。 親として伝えていることには注目したいが、 源義国を加冠役として元服したと伝える。 源義家を加冠役とし、嫡男清光 これに横澤大典氏は注目されている (同「源頼信―河内源氏の成立―」 たと伝えている。ちなみに頼義は摂津国多田での誕生とも伝えており 男頼義(王代丸)は十四歳のとき、叔父源頼光を加冠役として元服し 系図より歴代の元服記事が知られる。例えば、 元木泰雄編『古代の人物6 (5) なお、 甲斐源氏の祖武田義清 (清王丸)は十三歳のとき、叔父源満政を加冠役として、その嫡 将軍家以前の清和源氏では、『甲斐信濃源氏綱要』 (文殊丸・音光丸) 王朝の変容と武者』清文堂、二〇〇五年)。 (徳光丸) は十七歳のとき、義家の子 いずれも源氏一門を烏帽子 は、 系図史料であるため参考 河内源氏の祖となる源 十三歳のとき、叔父 という

(6)中村義雄「元服儀礼の研究―天皇元服について―」(『二松学舎大

学論集』昭和四〇年度、一九六五年)

- 猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、二〇一〇年)(7)森幸夫「得宗家嫡の仮名をめぐる小考察―四郎と太郎―」(阿部
- と神話にみる中世』吉川弘文館、二〇〇〇年) と神話にみる中世』吉川弘文館、二〇〇〇年) 吾妻鏡の方法 事実

ている (表59)

(9)拙稿「御家人下河辺氏・幸島氏について」(『野田市史研究』一二

る。

二〇〇一年

た。烏帽子親は足利義康と伝える。ここまでは史料性を考え、データ松丸)は承安四年(一一七三)十三歳で元服し、孫二郎長清と名乗っ丸)は保元二年(一一五七)十六歳で元服し、二郎遠光と名乗った。烏帽子親を新田義重(二十二歳)と伝える。その次男小笠原長清(豊松の小笠原・武田氏に関する元服情報が豊富である。加賀美遠光(豊松の小笠原・武田氏に関する元服情報が豊富である。加賀美遠光(豊松の小笠原・武田氏に関する元服情報が豊富である。加賀美遠光(豊松の小笠原・武田氏に関する元服情報が豊富である。加賀美遠光(豊松の小笠原・武田氏に関する元服情報が豊富である。ここまでは史料性を考え、データを記述している。

先述のように、新羅三郎義光の流れを汲む小笠原氏は、 での元服を果たしており 月十一日、 果たしており (表34)、その後、 ここまでの三代の加冠役は、 平と伝える。なお、十一月五日は祖新羅三郎義光の元服の日である。 で元服し、長経と名乗った(表18)。 その後、嘉禎二年(一二三六)正月十三日、 その子長経 十三歳で元服した後 (豊光丸) は建久二年 (表 53 八幡太郎義家流の源氏一門としている。 孫の宗長が弘安七年(一二八四 (表49)、貞宗・政長も十三歳で社前 <u>60</u> (一一九一) 十一月五日、 加冠を源頼朝、 以後当家の例となっている。 長政が十五歳で元服を 理髪は下河辺行 義光の故事に 十三歳 正

なみ、新羅明神社前での元服を果たしている。

39)、信宗が時宗を(表46)、氏信が足利貞氏を烏帽子親としたと伝え武田氏は、信時が北条泰時を烏帽子親に(表30)、時綱が時頼を(表

背景にあるのであろうが、もう少し史料的裏付けが欲しいところであおそらく、小笠原氏が室町幕府において礼法家となったことがその

- 一九八四年) 内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』東京堂出版、内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』東京堂出版、(11)飯沼賢司「人名小考―中世の身分・イエ・社会をめぐって―」(竹
- (11)高橋昌明「平氏家人と源平合戦」(『軍記と語り物』三八号、

参考

二〇〇二年

ベース化しなかった。

文の博物館編『鎌倉幕府と葛西氏』名著出版、二〇〇四年)・拙稿「鎌倉幕府と御家人―東国御家人を中心に―」(葛飾区郷土と天

論叢』一〇号、一九八三年)・西村隆「平氏『家人』表―平氏家人研究への基礎作業―」(『日本史

【表】中世前期の武家元服関係史料データベース

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
嘉禄元・12・29		2 10 3	2 4 19	2 2 12	建保元・12・28	建永元・10・24	建仁3・10・8	5 · 2 ·	4 10 10	١.		建久元・9・7	8 12	文治 5 · 4 · 13				元暦元・		治承 4·10·2	承安4・3・3					仁安元·10 17		年月日 西暦 元服
1225		1214	1214	1214	1213	1206	1203	1194	1193	1191		1190	1189	1189	1184			1184		1180	1174			1167	1166	1166	1151	西暦
藤原三寅(8)	三浦	金沢	松葉実宗(11)	小笠原豊松丸(13)	北条 (9)	名越 (13)	源千幡(12)	北条金剛丸(12)	野本	小笠原豊光丸(13)	鎌田	曽我箱王(17)	河村千鶴丸(14)	北条 (15)	曽我一万(13)	河野	伊勢	鷲尾(17)	那須	小山 (14)	(16) 源牛若丸・遮那王	大中臣	平	松王 (9)	源駒王丸(13)	佐々木秀綱(16)	遠藤 (13)	元服童・幼名(年齢)
頼経	二郎泰村	(のち実泰)	朝宗	又次郎長忠	四郎政村	次郎朝時	実朝	太郎頼時	時員	(弥) 太郎長経	通清	五郎時致	四郎秀清	(のち時房)	十郎祐成	五郎通経	三郎義盛	三郎経春	頼資	(のち結城朝光)	九郎義経	六郎惟重	重国	与三重景	次郎義仲	三郎盛綱	盛遠(のち文覚)	仮名・実名
(道家)	義村	義時	平賀資宗	長経	義時	義時	(頼朝)	義時	(下河辺政義)	長清	資通	(河津祐泰)	秀高	時政	(河津祐泰)	通清			資隆	政光	(義朝)	惟忠		景康	(義賢)	秀義	茂遠(持遠)	父 (実父)
北条泰時(44)	北条泰時	源実朝(23)	源実朝(23)		三浦義村	源実朝 (15)	平賀義信	源頼朝(48)		源頼朝 (45)	北条時政	北条時政 (52)	加賀美長清	佐原義連		源義経	源義経	源義経(26)	源頼朝	源頼朝(34)			平重衡	平重盛 (30)		(32) 藤九郎盛長	遠藤遠光	加冠(年齢)
		大内惟義					北条時政(65)			下河辺行平												平重衡						理髪
二棟御所南面		御所		園城寺新羅明神社	御所	御所	時政名越亭	幕府西侍	幕府	頼朝御前		(時政御前)	頼朝御前	御所西侍					頼朝御前	頼朝御前					石清水八幡宮	(頼朝御前)		場
『吾妻鏡』	『佐野本三浦系図』	『吾妻鏡』	『平賀氏系図』	『小笠原系図』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『小笠原系図』	『山内首藤系図』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『曽我物語』	『越智系図』	『平治物語』3	『源平盛衰記』36	『伊王野系図』	『吾妻鏡』	『平治物語』3	『姉小路系図』	『源平盛衰記』	『延慶本平家物語』 5	『平家物語』6	『佐々木系図』	『源平盛衰記』18	出典
	正室は泰時の女		改名			外祖父比企朝宗		泰時13歳は誤り			義朝乳父															改名		備考

57	56		55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
正 和 3 · 12 · 14			1		徳治元・11・20	正応5・5・5			弘安7・1・11	12 2		建治3・11・11	文永7·2·23	2 11	11 23	正嘉元· 2 26		8 8	5 1	建長 2 12 3	寛元 2 4 21	仁治3年以前	3 4 ·	嘉禎2・正・13	2 . 3 . 5	天福元・12・29	١.	寛喜元·1 1·15	2.
1314			1309	1308	1306	1292			1284	1277		1277	1270	1258	1257	1257		1257	1254	1251	1245	1242 前	1237	1236	1234	1233	1232	1229	1226
佐々木 (9)	戸次		北条成寿(7)	守邦親王(8)	小笠原豊松丸(13)	武田龍光(10)	足利	戸次千熊丸	小笠原豊松丸(13)	北条幸寿 (7)	戸次	武田徳光丸(9)	惟康親王 (7)	小笠原豊松丸(13)	金沢(10)	北条正寿(7)	松葉	北条宝寿(9)	武田龍光丸(9)	佐々木 (9)	藤原 (6)	大友薬師丸 (泰直)	北条戒寿(11)	小笠原豊松丸(15)	北条薬上(11)	金沢(10)	l _	武田音光丸(10)	松葉(15)
三郎時信	太郎高貞		太郎高時	守邦親王	彦五郎貞宗	彦六信武	三郎貞氏	孫太郎貞直	孫次郎宗長	太郎貞時	太郎時親	孫六信宗	惟康親王	彦次郎長氏	(のち顕時)	太郎時宗	惟時	(のち時輔)	六郎時綱	三郎頼綱	頼嗣	頼泰	五郎時頼	孫二郎長政	弥四郎経時	太郎実時	四郎氏信	郎信時 五郎二	(のち泰重)
頼綱	貞直		貞時	人 明親王	宗長	信宗	家時	時親	貞長	時宗	重秀	時綱	宗尊親王	長政	実時	時頼	資宗	時頼	信時	泰綱	頼経 (27)	親秀	(時氏)	長忠	(時氏)	実泰	信綱	信政	資宗
(12)(北条高時)	北条高時	9	(守邦親王)				北条貞時	北条貞時	(北条時宗)	(源惟康)(14)	北条時宗	北条時宗(27)	北条政村 (66)	長忠(祖父)	北条時宗(7)	宗尊親王 (16)	(北条時頼)	(のち頼氏)	北条時頼(27)	(24) (24) (24) (24) (24) (24) (24) (24)	北条経時(21)	北条時頼	藤原頼経(20)		藤原頼経(17)	_		北条泰時 (48)	(45) (45) (45)
										北条宗政(25)					安達頼景	(執権)							三浦義村		北条時房(60)				
		į	(御所)	(御所)	園城寺新羅明神社	甲斐祖社			新羅明神社	二棟御所西侍		鎌倉	(御所)	園城寺新羅明神社	時頼亭	二棟御所	時頼亭			時頼亭	二棟御所南面		(頼経御前)	園城寺新羅明神社	御所寝殿西向簾中	泰時亭			泰時亭
『尊卑分脈』	『戸次系図』		『鎌倉年代記』	『鎌倉年代記』	『小笠原系図』	『甲斐信濃源氏綱要』	『異本伯耆巻』	『戸次系図』	『小笠原系図』	『建治三年記』	『大友系図』	『甲斐信濃源氏綱要』	『鎌倉年代記』	『小笠原系図』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『平賀氏系図』	『吾妻鏡』	『甲斐信濃源氏綱要』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	鷹尾家文書	『吾妻鏡』	『小笠原系図』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』		『甲斐信濃源氏綱要』	『平賀氏系図』
					貞時出家後	貞時出家後					母重時女		時宗は19歳		時頼出家後							改名?							

61	60	59	58
12 15	元弘元·11·23	元亨2·3·15	元応元・
1331	1331	1322	1319
北条万寿(7)	小笠原豊松丸(13)	武田徳光丸(11)	足利 (15)
太郎邦時	孫二郎政長	彦太郎氏信	又太郎高氏
高時	貞宗	信武	貞氏
(守邦親王)		足利貞氏(51)	北条高時(17)
御所)	園城寺新羅明神社		
金沢文庫文書368号	『小笠原系図』	『甲斐信濃源氏綱要』	『異本伯耆巻』